

特定事業の選定について

平成14年2月22日



杉並区

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第6条の規定に基づき、杉並公会堂改築並びに維持管理及び運営事業を特定事業として選定したので、同法第8条の規定により、特定事業の選定に係る評価の結果及び内容をここに公表する。

平成14年2月22日

杉並区長 山田 宏

特定事業の選定について

第1 評価の結果

杉並公会堂改築並びに維持管理及び運営事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することにより、杉並区（以下「区」という。）が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた区の財政負担額を約14%縮減することが期待できるとともに、公共サービスの水準の向上を期待することができる。

上記の評価を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法に基づく特定事業として選定する。

第2 評価の内容

1 評価方法

- (1) 本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間を通じた区の財政負担の縮減を期待できること、又は区の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できることを選定の基準とした。
- (2) 区の財政負担の見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。
- (3) 上記の財政負担の算定に加えて、本事業をPFI事業として実施する場合における公共サービスの水準について、定性的な評価を行った。

2 区の財政負担額算定の前提条件

本事業を区が直接実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり設定した主な前提条件は、次の表のとおりである。

区の財政負担額算定の前提条件

	区が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	設計費 建設費 工事監理費 解体・撤去工事費 維持管理費（大規模修繕費を含む） 運営費 地方債の返済に要する費用	サービスの対価 区の施設利用によるホール使用料 アドバイザー費用 モニタリング費用
共通の条件	事業期間 平成14～17年度（設計・建設期間3年4カ月、維持管理・運営期間29年9カ月） 施設規模 延床面積約9,943㎡ 割引率 4%	
資金調達に関する事項	一般財源 縁故債 償還年数30年、借換えあり	出資金 民間金融機関借入 償還年数30年、借換えあり
設計費・建設費・工事監理費に関する事項	作成済みの基本設計に基づき、区及び同種の公共施設の実績並びに近年の物価水準等を勘案して設定	区が直接実施する場合に比べて、一定割合の縮減が実現するものとして設定
維持管理費・運営費に関する事項	区の同種の公共施設の実績等を勘案して設定	区が直接実施する場合に比べて、一定割合の縮減が実現するものとして設定

3 財政負担額の比較

上記前提条件に基づく財政負担額について、区が直接実施する場合とPFI事業として実施する場合とを比較すると次の表のとおりとなる。ここでは、区が直接実施する場合の財政負担額を100とする指標により比較している。

財政負担額の指標

区が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
100	86

4 公共サービスの水準の評価

本事業をPFI事業として実施することにより、以下に示すような公共サービスの水準の向上を期待することができる。

- (1) ホール・練習室等を有する杉並公会堂の運営に民間事業者が有する専門的な知識やノウハウを活用することにより、施設の利用者及び来場者等のニーズ及びその変化に対応した良質で多様なサービスを柔軟に提供することが期待できる。
- (2) (1)の良質で多様なサービスを柔軟に提供することにより、施設がより有効に活用されることが期待できる。
- (3) 本事業における設計、建設、維持管理及び運営に係る業務を民間事業者に一括して委託することにより、施設等の効率的・機動的な管理運営が期待できる。